

筑波山地域ジオブランド認定商品募集要項

(1) 申請資格

下記の1～3のいずれかと(2)の必須条件1、2を満たしている商品とします。

1. 食材・素材については、筑波山地域(つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市)6市内で生産されたものが含まれていること。
2. 事業所が筑波山地域にあり、生産・製造・調理・加工等のいずれかを行っていること。
3. 筑波山や霞ヶ浦などの筑波山地域ジオパークをイメージ出来る商品・容器包装等であること。

(2) 必須条件

1. 筑波山地域ジオパークの特徴的な地形や地質、歴史、文化、生態系などとの関連が語れる“ストーリー”性のある商品であること。
2. 商品の価格設定が適正であるとともに商品価値に優れ、一定の品質を保持できる体制(材料の仕入れ手段、生産手段、販売手段、調理手段、第三者からのクレーム等への対応)を有していること。また、食品衛生法及び、生産・販売・調理に関する法令を遵守し、衛生管理及び品質管理、消費者保護に細心の注意を払っていること。

(3) 申請件数

1回の審査会に申請できる商品数は、1事業者1品までとします。

(4) 認定方法及び結果

筑波山地域ジオブランド認定審査会により認定の可否を決定し、申請者に通知を行うものとします。

※審査会への参加が必須となります。

(5) 認定期間

認定期間については認定の日から3年間とし、その後は3年ごとの更新制とします。

(6) 認定マークの表示

受証者には認定審査会が発行する認定シールを無料でお渡しいたします。なお、商品パッケージやメニューへ認定マークを表示する場合、認定マークの使用料はかかりませんが、表示に要する費用は各自負担となります。

(7) 申請方法

筑波山地域ジオパーク推進協議会ホームページより、「筑波山地域ジオブランド認定申請書(様式第1号)」をダウンロードし内容を記入後、応募先へお申し込みください。

ホームページ：<https://www.tsukuba-geopark.jp/play/geobrand/page001171.html>



(8) 申請期間

2025年6月23日(月)から7月31日(木)まで

(9) 注意事項

1. 申請書類の返却はいたしません。
2. 申請した商品が認定された場合、メディアなどの取材記事・報道に使用することを予め承諾するものとし、その内容については筑波山地域ジオパーク推進協議会に一任いただくものとします。
3. 認定できる商品数は、1事業者最大3品までとします。

お問合せ・応募先

筑波山地域ジオパーク推進協議会 地域振興部会事務局

桜川市経済部商工観光課 Tel. **0296-55-1159**

Mail. syokou_s@city.sakuragawa.lg.jp

応募先 ※応募のみ

●つくば市ジオパーク室 ☎ **029-883-0012**

●石岡市商工観光課 ☎ **0299-23-1111(代)**

●笠間市観光課 ☎ **0296-77-1101(代)**

●土浦市商工観光課 ☎ **029-826-1111(代)**

●かすみがうら市観光課 ☎ **029-897-1111(代)**